

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	天草四郎ミュージアムの入館料の減免	例規	天草四郎ミュージアム条例	第7条	
2	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	龍ヶ岳山頂自然公園の使用の許可等	例規	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例	第6条	
3	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	龍ヶ岳山頂自然公園の使用料の減免	例規	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例	第9条	
4	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	龍ヶ岳山頂自然公園の使用料の還付	例規	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例	第10条	
5	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	「ミュージイ」天文台の使用の許可	例規	上天草市「ミュージイ」天文台条例	第6条	
6	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	「ミュージイ」天文台の使用料の減免	例規	上天草市「ミュージイ」天文台条例	第11条	
7	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	「ミュージイ」天文台の使用料の還付	例規	上天草市「ミュージイ」天文台条例	第12条	
8	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸白嶽森林公園の使用の許可等	例規	上天草市姫戸白嶽森林公園条例	第7条	
9	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸白嶽森林公園の使用料の減免	例規	上天草市姫戸白嶽森林公園条例	第10条	
10	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸白嶽森林公園の使用料の還付	例規	上天草市姫戸白嶽森林公園条例	第11条	
11	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸小島公園の使用の許可等	例規	上天草市姫戸小島公園条例	第7条	
12	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸小島公園の使用料の減免	例規	上天草市姫戸小島公園条例	第11条	
13	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸小島公園の使用料の還付	例規	上天草市姫戸小島公園条例	第12条	
14	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸諏訪公園の使用の許可等	例規	上天草市姫戸諏訪公園条例	第10条第1項	
15	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸諏訪公園の使用料の減免	例規	上天草市姫戸諏訪公園条例	第11条	
16	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	姫戸諏訪公園の使用料の還付	例規	上天草市姫戸諏訪公園条例	第12条	
17	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	樋合海水浴場休憩施設「海の家」の使用料の減免	例規	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例	第8条	
18	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	松島観光海運会館の使用の許可	例規	上天草市松島観光海運会館条例	第3条第1項	
19	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	松島観光海運会館の使用料の減免	例規	上天草市松島観光海運会館条例	第8条	
20	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	松島観光海運会館の使用料の還付	例規	上天草市松島観光海運会館条例	第9条	
21	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	申請	合津港旅客船待合所の使用の許可	例規	上天草市合津港旅客船待合所条例	第3条第1項	
22	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	天草四郎ミュージアムの入館料の徴収	例規	天草四郎ミュージアム条例	第5条	
23	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	天草四郎ミュージアムの入館の禁止等	例規	天草四郎ミュージアム条例	第9条	
24	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	龍ヶ岳山頂自然公園の使用の停止等	例規	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例	第7条	
25	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	龍ヶ岳山頂自然公園の使用の使用料の徴収	例規	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例	第8条第1項	
26	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	「ミュージイ」天文台の使用許可の取消し等	例規	上天草市「ミュージイ」天文台条例	第9条第1項	
27	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	「ミュージイ」天文台の使用料及び入館料の徴収	例規	上天草市「ミュージイ」天文台条例	第10条	
28	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	姫戸白嶽森林公園の使用の停止等	例規	上天草市姫戸白嶽森林公園条例	第8条	
29	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	姫戸白嶽森林公園の使用料の徴収	例規	上天草市姫戸白嶽森林公園条例	第9条第1項	
30	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	姫戸小島公園の使用の停止等	例規	上天草市姫戸小島公園条例	第8条	
31	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	姫戸小島公園の使用料の徴収	例規	上天草市姫戸小島公園条例	第8条	
32	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	姫戸諏訪公園の使用の停止等	例規	上天草市姫戸諏訪公園条例	第8条	
33	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	姫戸諏訪公園の使用料の徴収	例規	上天草市姫戸諏訪公園条例	第10条第1項	
34	経済振興部	観光おもてなし課	観光総務係	不利益	樋合海水浴場休憩施設「海の家」の使用の制限	例規	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例	第6条	



申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	経済振興部	観光おもてなし課	総務係	申請	天草四郎ミュージアムの入館料の減免	例規	天草四郎ミュージアム条例	第7条	
22	経済振興部	観光おもてなし課	総務係	不利益	天草四郎ミュージアムの入館の入館料の徴収	例規	天草四郎ミュージアム条例	第5条	
23	経済振興部	観光おもてなし課	総務係	不利益	天草四郎ミュージアムの入館の禁止等	例規	天草四郎ミュージアム条例	第9条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	天草四郎ミュージアムの入館料の減免
処分権者	市長
根拠区分	条例
根拠規定	天草四郎ミュージアム条例第7条
基準規定	天草四郎ミュージアム条例第7条
審査基準	<p>(入館料の減免)</p> <p>第7条 市長は、公共団体等の入館又は公益その他必要があると認めるときは、入館料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 市民のうち中学生以下の者が学校行事等で入館する場合は、免除する。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成30年5月9日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	龍ヶ岳山頂自然公園の使用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第6条
基準規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第6条
審査基準	<p>(公園の立入り及び施設の使用の許可等)</p> <p>第6条 公園の立入りは、原則として自由とする。ただし、別表に定める施設の使用は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、公園を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、立入りを拒否し、又は使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのある者</p> <p>(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれのある者</p> <p>(3) 公益を害し、又は害するおそれのある者</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が管理運営上、必要があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	龍ヶ岳山頂自然公園の使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第10条
基準規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第10条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができないとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用の前に使用の許可の取消し又は変更の申出をし、市長が、相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 第7条第3号の規定により使用を停止し、又は許可を取り消したとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	龍ヶ岳山頂自然公園の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第9条
基準規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第9条
審査基準	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 上天草市立小学校・中学校行事として施設を利用するとき。</p> <p>(2) 上天草市の青年団及び婦人会並びに子供会が研修のために施設を使用するとき。</p> <p>(3) その他市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	「ミューイ」天文台の使用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市「ミューイ」天文台条例第6条
基準規定	上天草市「ミューイ」天文台条例第7条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、前条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 公益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他管理運営上支障があるとき</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	「ミューイ」天文台の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市「ミューイ」天文台条例第11条
基準規定	上天草市「ミューイ」天文台条例第11条
審査基準	<p>(使用料の減免)                      第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	「ミューイ」天文台の使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市「ミューイ」天文台条例第12条
基準規定	上天草市「ミューイ」天文台条例第12条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。</p> <p>(1) 管理者において許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責に帰し得ない理由により使用できなくなったとき。</p> <p>(3) 使用の3日前までに使用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸白嶽森林公園の使用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第7条
基準規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第7条
審査基準	<p>(公園の立入り及び施設の使用の許可等)</p> <p>第7条 公園への立入りは原則として自由とする。ただし、別表に定める施設の使用は市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれのあるとき。</p> <p>(3) 公益を害し、又は害するおそれのあるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が施設の使用制限をする必要があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸白嶽森林公園の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第10条
基準規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第10条
審査基準	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 上天草市立小学校・中学校の学校行事として施設を使用する場合</p> <p>(2) 上天草市の青年団及び婦人会、子供会等が研修のために施設を使用する場合</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める場合</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸白嶽森林公園の使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第11条
基準規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第11条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができないとき。</p> <p>(2) 使用者が使用の前に使用の許可を取り消し、又は変更の申出をし、市長が相当の理由があると認めたととき。</p> <p>(3) 第8条第3号の規定により、緊急やむを得ない理由により、これを使用したとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸小島公園の使用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸小島公園条例第7条
基準規定	上天草市姫戸小島公園条例第7条
審査基準	<p>(公園の立入り及び施設の使用の許可等)</p> <p>第7条 公園への立入りは、原則として自由とする。ただし、別表に定める施設を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれのあるとき。</p> <p>(3) 公益を害し、又は害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が施設の使用制限をする必要があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸小島公園の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸小島公園条例第11条
基準規定	上天草市姫戸小島公園条例第11条
審査基準	(使用料の減免) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸小島公園の使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸小島公園条例第12条
基準規定	上天草市姫戸小島公園条例第12条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができないとき。</p> <p>(2) 使用者が使用の前に使用の許可を取り消し、又は変更の申出をし、市長が相当の理由があると認めたとき。</p> <p>(3) 第8条第3号の規定により、緊急やむを得ない理由により、市長がこれを使用したとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月8日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸諏訪公園の使用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第7条
基準規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第7条
審査基準	<p>(公園の立入り及び施設の使用の許可等)</p> <p>第7条 公園への立入りは、原則として自由とする。ただし、別表に定める施設を使用するものは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑を掛け、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれのあるとき。</p> <p>(3) 公益を害し、又は害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が施設の使用制限をする必要があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸諏訪公園の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第11条
基準規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第11条
審査基準	(使用料の減免) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	姫戸諏訪公園の使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第12条
基準規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第12条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができないとき。</p> <p>(2) 使用者が使用の前に使用の許可を取り消し、又は変更の申出をし、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 第8条第3号の規定により、緊急やむを得ない理由により、市長がこれを使用したとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	樋合海水浴場休憩施設「海の家」の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例第8条
基準規定	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例第8条
審査基準	<p>(使用料金の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合においては、使用料金の全額又は一部を減免することができる。</p> <p>(1) 国、又は地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用のために使用するとき。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	松島観光海運会館の使用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市松島観光海運会館条例第3条第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 社会の秩序を乱し、又は公益風俗等を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 松島観光海運会館の施設又は設備を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他、管理上支障があると認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	松島観光海運会館の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市松島観光海運会館条例第8条
基準規定	上天草市松島観光海運会館条例第8条
審査基準	(使用料の減免) 第8条 公益上その他の理由により市長が相当と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	松島観光海運会館の使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市松島観光海運会館条例第9条
基準規定	上天草市松島観光海運会館条例第9条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者側の責に帰し得ない理由により使用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の2日前までに使用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 市の都合により使用許可を取り消したとき。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月8日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	合津港旅客船待合所の使用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市合津港旅客船待合所条例第3条第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 社会の秩序を乱し、又は公益風俗等を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 松島観光海運会館の施設又は設備を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他、管理上支障があると認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月8日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	天草四郎ミュージアムの入館料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	条例
根拠規定	天草四郎ミュージアム条例第5条
基準規定	天草四郎ミュージアム条例第5条
処分基準	(入館料) 第5条 ミュージアムの入館料は、別表に定める額とする。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成30年5月9日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	天草四郎ミュージアムの入館の禁止等
処分権者	市長
根拠区分	条例
根拠規定	天草四郎ミュージアム条例第9条
基準規定	天草四郎ミュージアム条例第9条
処分基準	<p>(入館の禁止等)</p> <p>第9条 伝染性の疾病があると認められる者、飲酒者等他人に迷惑を及ぼすおそれのある者は、入館を禁止する。</p> <p>2 この条例の規定若しくは係員の指示に違反し、又は館長が特に不相当と認めた場合は、退館させることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成30年5月9日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	龍ヶ岳山頂自然公園の使用の停止等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第7条
基準規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第7条
処分基準	<p>(使用の停止等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用条件を付し、若しくは変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない事由により、市長がこれを使用するとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	龍ヶ岳山頂自然公園の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第8条第1項
基準規定	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例第8条第1項
処分基準	(使用料等) 第8条 施設の使用料については、使用料を徴収する。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	「ミュージーイ」天文台の使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市「ミュージーイ」天文台条例第9条第1項
基準規定	上天草市「ミュージーイ」天文台条例第9条第1項
処分基準	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 使用者が正当な理由がなく、使用料を納めないとき。</p> <p>(4) その他管理上特に必要があるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	「ミュージ」天文台の使用料及び入館料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市「ミュージ」天文台条例第10条
基準規定	上天草市「ミュージ」天文台条例第10条
処分基準	(使用料及び入館料) 第10条 天文台の使用料及び入館料は、別表のとおりとする。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸白嶽森林公園の使用の停止等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第8条
基準規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第8条
処分基準	<p>(使用の停止等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない理由により、市長がこれを使用するとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸白嶽森林公園の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第9条第1項
基準規定	上天草市姫戸白嶽森林公園条例第9条第1項
処分基準	(使用料等) 第9条 別表に定める施設の使用については、使用料を徴収する。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸小島公園の使用の停止等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸小島公園条例第8条
基準規定	上天草市姫戸小島公園条例第8条
処分基準	<p>(使用の停止等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の条件を付し、使用を変更又は停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない理由により、市長がこれを使用するとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸小島公園の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸小島公園条例第10条第1項
基準規定	上天草市姫戸小島公園条例第10条第1項
処分基準	(使用料等) 第10条 別表に定める施設の使用については、使用料を徴収する。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸諏訪公園の使用の停止等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第8条
基準規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第8条
処分基準	<p>(使用の停止等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の条件を付し、使用を変更又は停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用の許可条例に違反したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない理由により、市長がこれを使用するとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	姫戸諏訪公園の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第10条第1項
基準規定	上天草市姫戸諏訪公園条例第10条第1項
処分基準	(使用料等) 第10条 別表に定める施設の使用については、使用料を徴収する。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	樋合海水浴場休憩施設「海の家」の使用の制限
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例第6条
基準規定	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例第6条
処分基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 12歳未満の者は、保護者の同伴又は教諭等による引率がなければ海の家を使用することができない。</p> <p>2 18歳未満の者は、保護者の同伴または教諭等による引率がなければ午後5時以降にわたって使用することができない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、海の家の使用を制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 海の家の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他海の家の管理上支障があると認められるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	樋合海水浴場休憩施設「海の家」の使用料金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例第7条
基準規定	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」条例第7条
処分基準	(使用料金) 第7条 海の家を使用する者は、別表に掲げる海の家の使用にかかる料金(以下「使用料金」という。)を収めなければならない。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	松島展望休憩所の入場の制限等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市松島展望休憩所条例第6条
基準規定	上天草市松島展望休憩所条例第6条
処分基準	<p>(入場の制限等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 休憩所における秩序又は風紀を乱し、又は乱す恐れがある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる恐れがある者</p> <p>(3) この規制又は係員の指示に違反した者</p> <p>(4) その他休憩所の管理上支障があると認められる者</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	松島観光海運会館の使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市松島観光海運会館条例第6条第1項
基準規定	上天草市松島観光海運会館条例第6条第1項
処分基準	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、海運会館の管理上必要があると認めるとき、又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	松島観光海運会館の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市松島観光海運会館条例第7条第1項
基準規定	上天草市松島観光海運会館条例第7条第1項
処分基準	(使用料) 第7条 第3条第1項の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	合津港旅客船待合所の利用許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市合津港旅客船待合所条例第5条第1項
基準規定	上天草市合津港旅客船待合所条例第5条第1項
処分基準	<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第5条 市長は、待合所の管理上必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	合津港旅客船待合所の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市合津港旅客船待合所条例第6条第1項
基準規定	上天草市合津港旅客船待合所条例第6条第1項
処分基準	<p>(使用料)          第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部観光おもてなし課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	上天草市千巖山子供広場の利用の禁止又は制限
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市千巖山子供広場条例第5条
基準規定	上天草市千巖山子供広場条例第5条
処分基準	<p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第5条 市長は、子供広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は子供広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて子供広場の利用を禁止し、又は制限することができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月8日